各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)の交付申請書等の提出について(依頼)

標記について、文部科学省初等中等教育局長から依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、交付申請書等を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金 (高等学校 DX 加速化推進事業) 交付要綱 (令和6年1月25日文部科学大臣決定) に定める事業

2 提出書類

- ·要綱様式第1号(交付申請書)
- ・事業計画書
 - ※ 別添の「交付要綱」、「実施要領」及び「高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール) Q&A」 を熟読のうえ、必要書類を揃えるようにしてください。

3 提出期限及び提出方法等

(1)提出期限

令和6年2月16日(金) 18時(期限延長応相談)

※ 想定している取組について、本事業の対象であるか不明瞭の場合はご相談ください。

(2)提出方法

- ① 電子メールによりデータを提出
- ② 郵送等により紙媒体を提出(1部)
- ※ 容量が大きい場合、受信できないことがありますので、電子メールを複数に分けるなど、確実に提出できるようにお願いします。 提出後は本件担当者までご連絡お願いいたします。

(3)提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(郵送) 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階

(電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ メール件名を「【学校名】令和6年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX 加速化推進事業)の交付申請書等の提出について」としてください。

4 留意事項

- ・交付申請書等の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
- ・本事業は、予算の範囲内で補助するため、申請したことをもって交付決定されることが保証されるものでは ないことにご留意ください。
- ・交付決定前に着手した場合、補助対象外となります。
- ・本補助金の申請にあたっては、補助事業に係る経費について見積書の事前徴取など、経費の精査は不要となっておりますが、補助事業の実施に当たっては適正性及び透明性が求められることから、入札や複数者から見積もりを徴取するなど、公平かつ公正な支出を心がけていただきますようお願いいたします。
 - ※ 文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

(HPアドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html)

【問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ 岡本・明瀬・金子 電 話:06-6941-0351 (内線 4852) /06-6210-9274 (直通)

 ${\tt E-mail:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp}$